

水質特定施設一覧

(群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第7)

一	電気機械器具製造業（乾電池製造業に限る。）の用に供する混合施設
二	金属製品製造業（トロフィー製造業に限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨施設 ロ 塗装被膜施設
三	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ロ 縮合反応施設（ホルムアルデヒド、同重合品及び同誘導品を使用するものに限る。）
四	ボタン製造業の用に供するカゼイン浸せき施設（ホルムアルデヒドを使用するものに限る。）